

小学校体育施設利用について

国分寺北部小学校体育施設開放運営委員会
国分寺南部小学校体育施設開放運営委員会

1. 小学校体育施設開放運営委員会について

高松市との合併により、国分寺北部、南部小学校体育施設の利用方法が変わりました。

従来は国分寺町の教育委員会でとりまとめをしていましたが、平成18年4月より校区ごとに『国分寺北部小学校体育施設開放運営委員会』および『国分寺南部小学校体育施設開放運営委員会』が、小学校体育施設の利用についてそれぞれ自主運営管理を行っています。

運営委員会は地域代表の、学校、PTA、自治会、体育協会、体育指導員等により組織され、毎月1回（毎月第4木曜日午後7時）、施設の利用について民主的かつ公平な運営を行うために会議を開催しています。

2. 施設の利用申込みについて

校区内の住民で構成する10名以上の団体で、「小学校体育施設開放施行細則」ならびに「使用上の注意事項」を遵守いただけるならば、どなたでも利用できます。施設使用料も無料になります。（利用団体登録費、協力費等は検討中）

施設利用にあたっては、「学校体育施設利用団体登録申請書」「学校体育施設使用申請書」を運営委員会に提出して下さい。

申請書は運営委員会開催時に提出または、各窓口に申し込み下さい。

北部小学校運営委員会：長谷川 事務局長（Tel 874-4403）

南部小学校運営委員会：原田 事務局長（Tel 874-2573）

*申請書は、このホームページよりダウンロードできます。